第２回　大東市人権擁護施策推進審議会　会議要旨

１．開催日時　令和４年６月１日（水）　　午前９時30分より

２．開催場所　大東市役所　委員会室

３．出席者

審議会委員

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　石　元　　清　英　　委 員（会長）

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　山ノ内　　裕　子　　委 員（欠席）

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　　辻　　　大　介　　委 員

・１号委員（学識経験者）　　　　　　　　国　安　　澄　江　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　松　川　　正　義　　委 員（新任）

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　西　林　　　徹　　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　大　田　　千　洋　　委 員（新任）

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　西　井　　哲　也　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　中　井　　和　真　　委 員（新任）

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　松　好　　直　樹　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　久　世　　芳　之　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　中　井　　克　之　　委 員

・２号委員（市内関係団体代表者）　　　　山　本　　光　一　　委 員

・３号委員（市長が必要と認める者）　　　栗　本　　初　枝　　委 員

事務局

・市民生活部人権室長　　　　　　　　　　高　橋　　和　久

・市民生活部人権室上席主査　　　　　　　池　谷　　幸一郎

・市民生活部人権室係員　　　　　　　　　大　保　　一　真

・政策推進部戦略企画課長　　　　　　　　福　田　　悦　子

・政策推進部戦略企画課長補佐　　　　　　長　町　　幸　一

・政策推進部戦略企画課上席主査　　　　　北　谷　　友　香

４．案件

・議事

大東市人権行政基本方針（案）について

５．配布資料

・会議次第

・委員名簿

・大東市人権擁護施策推進審議会規則

・資料１：大東市人権行政基本方針（素案）

６．その他

傍聴希望者　　　０名

発言要旨

１．開会

２.委員変更の紹介、事務局紹介

（新任委員・自己紹介）

（事務局紹介）

３．議事

大東市人権行政基本方針（案）について

事務局：（配布資料について、事務局より確認）

事務局：それではここからの議事の進行は当委員会の規則第３条第１項の規定に基づきまして、石元会長にお願いしたいと思います。会長どうぞよろしくお願いいたします。

会長：それでは第２回の審議会を進めていきたいと思います。この会議は公開としていますが、本日の傍聴者はいないということですので、議事に入りたいと思います。資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：（大東市人権行政基本方針（素案）について説明）

（資料等について、事務局より説明）

会長：今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

事務局：本日の会議意見を反映した案を次回の会議で検討していただきます。

会長：今日を含めて２回ないし３回の検討を行ない、パブリックコメントを経て、基本方針としてまとめるということです。先ほどの事務局説明に対してご質問・ご意見ありますでしょうか。

委員：SDGｓの17の目標のロゴマークを記載されているのは非常によいと思います。テーマを見ただけで内容が分かるのでよいと思います。

８ページに基本的な考えに１～４まで書いてあります。人権行政の推進やこれからの方向性については、行政に依頼するのではなく、社会のあらゆる組織や個人が取り組むことが課題だと思います。この取組は短期間でなく、引き続いて取り組まれることが必要なので、ゆっくりと意見交換しながらやっていけたらと思います。お互いに成果を出すことによって学んだり話し合ったりすることがこれからの課題になり、推進の方向性であろうかと思います。

次に人権尊重のまちづくりについてですが、13ページ子どもの人権の中で、いじめやヤングケアラーのことが書いてあります。いじめは地域の啓発の課題として、地域の集会を継続的に開催していくとよいと思います。ヤングケアラーは一定数存在します。非常に苦しい立場であるにもかかわらずひとりで頑張っている人が多いです。解決方法として、相談窓口において相談することが考えられますが、家族から外部に言うことを止められているので言えずに悩んでいます。当事者の集まりに参加する機会を得ることで、少しでも心が軽くなればよいと思います。

16ページ部落差別（同和問題）については、先月４日、野崎観音会館で人権パネル展があり、その会場でパンフレットと冊子をいただきました。その中に、部落差別について戸籍や本人通知制度のことが書かれていました。(2)今後の方向性に「その趣旨を広く市民に周知することにより差別の未然防止に努め、誤解や偏見の再生産が生じない社会の実現をめざします」と書かれていますが、プライバシーの侵害を防ぐ制度として、今後も啓発活動を定期的に実施していただきたいと思います。

17ページ外国人の人権に「日本語を学ぶ機会が少ない」と書かれています。大東市においても総合福祉センターや人権文化センターなど複数の施設で日本語を指導しており多くの講師が活動しておられます。偏見や差別をなくして異なった民族や異なった文化の交流をすることが一番です。自分も10年前に日本語教師として指導した経験があります。今後も多くの方に参加していただき、外国人との交流を深めてゆかれることを望んでいます。
　18ページ新型コロナ感染症に関連する偏見や差別についてですが、知り合いで感染した人は、周囲からの偏見が強いため、感染したことを入院前も後もずっと隠していました。感染者や医療従事者、そしてその家族に対する差別の事例が非常に多いということでした。その中の実例で、この偏見の対象として、ごみ収集の従事者を挙げたいと思います。職業による差別や偏見を未然に防ぐためには感謝の気持ちが大切です。お礼の言葉がその仕事に従事する人の癒しとなります。偏見が生じないように感謝の心をもって日常を過ごすことが大切だと思います。

人権教育の中で、平和についての教育を考えていただきたいと思います。毎日、ロシアのウクライナ侵攻問題がニュースになっています。過去の歴史を振り返り、人権を確立することにより、戦争を抑止するという歴史の知恵を身につけて、過去に起きた過ちを再び繰り返さないようにするとともに今日、平和を実現するために自分たちがどう生きなければならないかという課題を考えることが重要です。

６ページに記載されているように、親と子で平和を考えるつどいが既に実施されていますが、人権パネル展など引き続き実施してくださるようお願いします。

会長：子どもの人権、部落問題、外国人の人権、感染症などの人権課題を今後の方向性の中に入れ込んでほしいというご意見でよいでしょうか。

委員：個人の感想として、引き続き人権室として取り組んでいただきたいということです。

会長：戦争がまさに人権侵害であることを念頭において、25ページ人権教育・啓発の取組方針の中に平和教育の取組を入れることをご提案として承ります。

委員：新聞やテレビなどを見ているとロシアのウクライナ侵攻のことが載っていない日はないので、そういうことを盛り込んでいただければと思います。

委員：基本方針（素案）にヘイトスピーチという言葉はあるのですが、ヘイトクライムが入っていません。その言葉を入れるべきだと思います。

平成17年人権行政基本方針の10ページには人権文化センターの役割が明記されていますが、この素案では省かれています。その理由は何でしょうか。市の人権行政を考える時に人権文化センターは人権施策に大きな役割を果たしてきたので、なぜ削除されているのかが気になりました。

９ページ（4）行政と市民の協働・連携による地方自治において、人権をしっかりと土台に置きながら公民連携を図っていくということで、「人権」という言葉を入れた方がよいと思います。

16ページ部落差別（同和問題）とありますが、（同和問題）は必要なく、単に部落差別でよいのではないかと思います。(2)今後の方向性の３行目「誤解や偏見の再生産を生じない」は、「再生産」という言葉に違和感があります。一度あったものがなくなって新たに再生産されるのではなく、部落差別というのはなくなっていません。

18ページ新型コロナ感染症等に関連する偏見や差別という見出しに「新型コロナウィルス」の言葉が要るのでしょうか。すべてひっくるめて「感染症」でよいのではないかと思います。

20ページ、インターネットの人権問題(2)今後の方向性は、人権侵害をなくしていくためには教育、啓発がすべてにおいて必要となってきます。相談体制と救済制度はセットだと思うので、もう少しそこをきっちりと明記するべきだと思います。

24ページ人権教育・啓発の推進は、教育というところでしっかり書かれていると評価できると思います。今年３月に教育委員会で人権教育基本方針が改定されています。その中には、戦争や平和が書いてあったと思うので、その整合性を図るべきだと思います。

SDGｓ17の目標は世界を挙げて取り組まれているのは承知していますが、ロシアの侵攻は、その取組を根底から覆す問題です。もし仮に日本が核を保有するとなったときに、SDGｓとつじつまが合うのかと気になります。ただ、SDGｓの17項目のアイコンが書かれているのは見やすいし、分かりやすいです。

会長：人権文化センターのことと部落差別（同和問題）について、事務局から回答をお願いします。

事務局：人権文化センターは本市の中心的な存在です。26ページに「大東市が今までこのような人権の体制でやってきました」と書いていますが、個別ではなく、全体にかかるこの部分でお示ししたほうがよいと考えています。

事務局：部落差別（同和問題）の表記につきましては、法務省においてこの記載になっており、国及び地方公共団体ではこの表記を用いています。

会長：国が使っている表記をそのまま使っているという回答です。できれば人権教育基本方針の反映についても検討してください。

委員：16ページ障害者の人権(2)の「障害のある人自身が自己を肯定できるような、当事者自身に向けての啓発にも取り組みます」は具体的にどういうことかわかりやすく説明してください。

部落差別（同和問題）(2)で、差別発言当事者がいたときに、市としてどのような取組をするのですか。その人に対する啓発の取組がないのでどうするのかと思います。また、「学校教育、社会教育において部落差別の学習の意義に対する認知を高め」とありますが、学校の教師自体が人権問題をどれだけ知っているのでしょうか。知らない教師が増えていると思います。以前のように大学で人権教育をやっていないので、その辺をもう少し詳しく記載してもらいたいと思います。

外国人の住民投票については、人権の観点から必要です。

また、憲法で保障された言論の自由と法の下の平等について書いておく方がよいと思います。ハラスメントに対する処分はありますが、部落差別にはありませんので、大東市で条例を作るような方向に持っていくべきではないかと思います。

今後の基本方針を見直す期間や１年ごとに取組の評価を設けてほしいと思います。

会長：当事者に向けての啓発を具体的に説明してほしいというご質問と、差別事象があった時の対応、部落問題についてよく知らない若い先生が増えていることについてのご質問がありました。事務局からお答えください。

事務局：障害者自身への啓発については、市民意識調査では、障害者本人が障害があることに引け目を感じたり、希望通りに進めることを躊躇してしまうという結果が出ています。障害がない人が障害のある人を差別するという問題だけでなく、障害がある方自身が何か生きづらさを感じているという現状が浮き彫りになりました。この結果は庁内で共有し、今後は関係課で具体的な取組を考えていきたいと思います。なお、方針の見直し期間と取組の評価についてですが、これはあくまでも全庁的に示す基本的な方針なので、この方針に基づいて関係課がそれぞれ分野別に計画し、具体的な取組を進め、検証していくことになります。方針は時代の変化に応じて見直しをしていきますが、考え方として、一定の普遍性をもつものと考えています。

事務局：差別事象の本人が認めないときの対応については、あくまでも啓発に重点を置き、本市の取組の内容をご紹介し、ご自身の発言や行動についてしっかりと認識をしていただく、あるいは振り返っていただくという対応をこれからも続けていきます。また、学校教育における教員に関わる問題は、教育委員会で人権教育基本方針に基づき、具体的に学校教育において取組を進めていきます。

委員：「差別事象が発生した場合にしっかり対応していく」というような甘い考えでは、当事者は我慢できません。しっかりとした対応とは何か、具体的に教えてください。

事務局：本人に対して発言した内容や行動の確認を行います。認められない場合にも、本市としては確認させていただいているということを繰り返し繰り返しお伝えするとともに、啓発に軸をおいて動いていきます。本人への確認と啓発の推進の2本立てで取り組みます。

委員：確認は以前から解放同盟が行っていました。行政は変わっていません。人の足を踏みつけて痛い思いをさせた人には謝罪等してほしいです。自覚をもって差別行為をする人に対しては、それなりの対応をしていただきたいと思います。

委員：15ページ障害者の人権の【大東市】の文章のなかに「『出生前診断で障害をもっていることが分かった時に、生まないという選択をするのはやむを得ない』と考える人の割合は障害者自身において高く、出産を躊躇する傾向がうかがえます」と書いてあります。現実としてアンケートの結果かもしれないですが、このように書くことがほんとうによいのかと思います。

会長：今回の意識調査では、差別される当事者が自分の周囲にいるかどうかを尋ねており、「自分自身が障害者」に○をつけた人がたくさんいらっしゃいました。自分が障害者であると回答した人が、出生前診断で障害があるとわかったときに、産まないという選択をするのは「やむを得ない」と多く回答したのは、障害者自身が障害者は生まない方がよいと思わざるを得ない社会の問題であり、障害者をそういう気持ちにしてしまう社会を変えなければいけないという明確な課題です。伝わりやすい文章にして取組の方向性も明確にできればと思います。

委員：論点「①全体的な意見」の全体的な考え方や読みやすさについてはよいと思います。

論点「②第３章の各課題について」は、16ページ同和問題(2)今後の方向性の文章で、「平成28年に施行された『部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）』は、“未だ部落差別は存在する”という認識のもと」と、趣旨を伝えるだけで差別の未然防止ができるという短絡的な考えはどうなのかと違和感を覚えたので、文章を検討していただければと思います。加えて推進法の部落差別について「未だ存在する」というのは、誰が判断するのかがわかりづらいと思います。

20ページ(2)今後の方向性にインターネットリテラシーという文言があります。「デジタルデバイドにも十分配慮した対応を行います」と書いてありますが、具体的にどういうふうに配慮するのですか。

女性の人権で、女性自身が産婦人科で診療を受けるときに、結婚してこれから出産するという人と病気を患っている人の受付窓口が同じという診療体制になっています。女性の人権を考えるのであれば、そういうシステムにも配慮するような取組があればよいと思います。

17ページ外国人の人権で、「在日二世・三世、帰化により日本国籍を取得した人など、その立場や置かれた状況はさまざまです。」と書いてありますが、実際どうなのですか。永住者、また特別永住者という概念がありますが、第二次世界大戦以前に日本に一世として来られて、そのまま日本人として生活をしていた人を戦後、救済するために認められた資格です。この特別永住者の二世、三世は日本で生まれて育っています。物心がついてからルーツを知ることになります。

ロシアの侵攻などがある時代にSDGｓの取組がどうなのかと心もとないのですが、本市においても総合的に基本方針の策定にあたって、例えば「力による現状変更は認めない」などの宣言を盛り込んではどうかと思います。

会長：法律の趣旨を周知することだけで差別がなくなるわけではないので、その点を考慮した書きぶりが必要ではないかというご意見など様々な意見がありました。質問のデジタルデバイドへの配慮については事務局からお願いします。

事務局：今、大東市もどんどんデジタル化を進めていますが、デジタル化の推進とデジタルデバイトと言われる情報格差をきちんと埋めていくことを両輪でやっていくという認識で動いています。具体的には高齢者のスマホ教室、オンラインと平行して必要に応じて紙媒体の申請、オンライン会議だけでなく対面できめ細かく対応するといった考え方で進めています。

委員：４点意見を述べます。

先ほど別の委員から「17ページにヘイトクライムを追記したほうがよい」とのご指摘がありました。私もそう思います。入れ込む箇所ですが、17ページ６外国人の人権【社会情勢】辺りはどうかと思います。最後のところにヘイトスピーチがインターネット上で拡散されているという実態が指摘されていますが、こういう差別的情報をうのみにした若者がウトロに放火するという事件が起こりました。あれは明らかにヘイトクライムの事例だと思います。

16ページ部落差別内【大東市】の文章のなかのいわゆる“寝た子を起こすな論”についてですが、インターネット上で拡散されている差別的な情報が、ゆがんだ形で寝た子を起こしてしまう時代には、むしろ“正しく起こす”必要があります。もう少し踏み込んだ表現を希望します。

20ページのインターネット上の人権侵害について、20歳代以下ではインターネット上の情報を信頼していないという記述について、海外でも「ネットの情報をうのみにしやすいのは高齢者だ」という調査結果があります。ネットの中心的なユーザーは確かに若者ですが、それに悪影響を受けやすいのはむしろ高齢者なので、そこに注意を促す方向で書けないでしょうか。

26ページ、人権行政推進のための体制は、これまで教育、啓発についての指摘が多くなっています。あえて「教育機関との連携」を１項目立てても良いと思います。教育現場では、ネットの活用が進んでいますが、子どもたちが無防備な状態でネガティブな情報に触れてしまうことが増えるという弊害も起きています。

委員：全体的なところでは、市民も読むという前提なら、同一ページに用語解説がある方がよいと思います。SDGｓは分かりやすいです。

12ページ女性の人権の現状と課題の【社会情勢】下から２行目の「男女間の力関係の差や女性を下に見る意識などから…」と書かれていますが、「男女間の力関係の差や男女の経済格差、暴力を容認する社会通念などの社会構造的な問題」にしてほしいです。

「また、ドメスティック・バイオレンス（DV）などパートナー等、親密な関係にある（あった）人から振るわれる暴力」と書かれています。13ページ子どもの人権の【社会情勢】に「児童虐待」と書かれているのですが、「暴力」は一般的に殴る、蹴るという印象が強く、身体的とみられがちですが、経済的暴力、心理的暴力、性的暴力、社会的暴力についてもカッコ書きで入れてほしいです。

23ページこころの病の罹患者・回復者及びその家族に対する偏見や差別への偏見のところで、「適切な治療につながらなかったりすることで、さらに病気が悪化する場合もあります」では、本人がつながらないという印象を受けるので、個人の問題にしないような表現にしてほしいと思います。

25ページ人権教育の問題は、長年に刷り込まれたことは変えづらいので、幼少時からの人権教育を教育機関と連携して行うことが大切だと思います。性教育も人権教育だと思うので、入れてほしいです。

会長：反映するように検討してください。

委員：毎年小学３年生にいじめの学習をしています。大人には、地域集会で人権について学習機会の提供に取り組んできました。人権擁護委員が座長となり、自治会の役員を対象に映画鑑賞のあと意見交換する取組を行っています。19ページの【大東市】のところに「一方で、同性愛者に対する先入観を持つ人や性的マイノリティの存在を否定的にとらえたり、当事者からのカミングアウトへの対応がわからないと感じている人も一定割合みられ、その傾向は、高齢層に強くみられます」と書いてありますが、どこの集会でも「認められない」という意見を発する人がいるのが現実です。そういう集会の中で説明はするのですが、他の人権課題でも、みんなが理解しているとは思えないのが現状です。１回の集会だけでは理解につながらないので、できれば回を重ねることや、子供会や婦人会などの下部組織でも実施できるような取組を素案に入れてもらえるとよいと思います。

会長：第４章25ページ人権教育・啓発の取組方針のところに反映してほしいというご意見です。

委員：アンケートの回収率を上げるためにネットで回答できるようにしてはどうでしょうか。また、いろいろな講座で高齢者にアンケートの回答の仕方を教えるなども検討してほしいです。

会長：今後、人権調査を行うときの意見として承りました。

８ページ本市における人権行政の基本的な考え方の「ダイバーシティ（多様性）社会の構築に向けた取組を推進し」というところで、多様性社会の構築を阻んでいるものとして、差別、マイノリティに対する誤解や偏見、そういったものが多様な生き方を阻んでいるのだと思います。差別をなくしていくこと、多くの人が互いに理解を深めることが多様性社会の構築につながっていくので、そういったダイバーシティ社会の構築を阻むものとして差別があるということを明記すると、人権教育の課題が明確になると思います。

12ページ第3章人権問題の現状と取組の概要にも「ダイバーシティ（多様性）社会の構築に向けた取組を推進し」とありますが、阻害要因が差別であることを明記すると、差別をなくすことの必要性が分かりやすくなります。

また、異性愛者で、感染症にかかっていなくて、日本人男性であるという人にとってみれば、この方針に示された人権課題は他人事と考えるかもしれません。女性問題についても、DV被害者やシングルマザーなどの困難を抱えた女性の問題であって、自分に関わる問題ではないと考える女性もいます。しかし、人権とは、大きな困難をかかえている一部の人の問題ではなく、すべての人に関わる問題であり、決して他人事ではありません。そのことを最初に書いておくのがいいと思います。

24ページ（2）人権教育・啓発の現状と課題の５行目“すでに差別は解消されているのに差別を受けていると主張することでマイノリティが得をしている。マジョリティ側が非難されて逆差別を受けている”という誤った認識の人がいることを書いていますが、冒頭に「マイノリティに対する無理解から」と入れると分かりやすいです。

委員：26ページ（2）人権相談の取組方針の中の相談窓口に具体的なことを入れたらよいと思います。例えば「より一層の周知を図ります」には、どんな周知を図るのかなどを書いておくとよいと思います。「子どもの人権の相談」には、子どもの視点でも書いてほしいです。親に相談できないことを抱えている時に気やすくみてくれるところがあれば、子どもが相談に来てくれるかもしれないと思います。

先ほど専門用語が多いという指摘がありましたが、子どもや若者に分かりやすいキャッチフレーズや方針など、また相談窓口の様々な場所での周知（インターネット、駅の掲示板やポスター）を少し入れておいた方がよいと思います。

委員：人権はすべての人に関わる問題であると同時に社会問題であるということも入れてほしいです。「教育」と言うと子どもが受けるものという誤解が生じないように配慮してほしいです。学校現場での人権教育は、子どもだけでなく教師も共に学んでいくものという視点を持ってほしいです。

会長：本日の意見を踏まえて、事務局で修正してください。本日予定していた議事は終了しましたので、進行を事務局にお返します。

４.事務連絡等

事務局：本日の意見を素案に反映して、次回の会議で審議をお願いします。

５．閉会

会長：これをもちまして、第２回の審議会を閉会させていただきます。どうも皆様ご協力ありがとうございました。

（閉会）